

令和6年4月教育委員会定例会議事録

1 日時 令和6年4月23日（火）午後2時から

2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室

3 出席 教育長（廣田隆延）

教育委員会委員（下古谷博司、松嶋康博、笠井智佳、服部直美）

4 議場に出席した職員

教育委員会事務局教育次長（伊川歩）、教育委員会事務局参事（西村佳代子）、参事兼教育総務課長（鈴木明）、参事兼教育政策課長（白木敏弘）、学校教育課長（藤見忠）、教育指導課長（上田由実子）、教育支援課長（鈴木康仁）、文化振興課長（柳井谷光教）、文化財課長（大窪隆仁）、子ども政策課長（長尾哲）、子ども育成課長（中村康次郎）書記（木葉健介）、書記（久住孝大）

5 議事

- （1）専決（鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部改正）の承認について（教育総務課）
- （2）専決（鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部改正）の承認について（教育総務課）
- （3）財産の取得について（鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫））（教育総務課）
- （4）専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について（学校教育課）
- （5）通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について（教育指導課）
- （6）専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認について（教育支援課）
- （7）専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について（教育支援課）
- （8）学校運営協議会委員の任命について（教育支援課）
- （9）専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正）の承認について（子ども育成課）
- （10）専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について（子ども育成課）
- （11）専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について（子ども育成課）

6 報告事項

- （1）鈴鹿市教育振興基本計画 令和6年度実行計画について（教育総務課）

(2) 令和5年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について

(学校教育課)

(3) 中学生のピロリ菌検査について

(学校教育課)

(4) 社会教育基本計画2031について

(文化振興課)

(5) 考古博物館 ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024について

(文化財課)

(6) 「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」の策定(改定)について

(子ども政策課・子ども育成課)

7 その他

(1) 令和6年5月教育委員会定例会の開催について

(教育総務課)

8 傍聴人 2名

(参事兼教育総務課長) 教育長、議事に入ります前に、4月1日付けの人事異動におきまして、職員の異動がございましたので、本日出席しております課長以上の職員について、改めて自己紹介をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(教育長) はい、お願いします。

《課長以上の職員から挨拶》

(教育長) 職員の皆さん、ありがとうございます。それでは、改めまして定刻となりましたので、ただ今から令和6年4月教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名委員は、松嶋委員にお願いいたします。

(教育長) それでは、議事に入ります。まず、議案第2127号「専決(鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部改正)の承認について」をお諮りします。

(書記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第2127号「専決(鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部改正)の承認」につきまして、説明申し上げます。議案書4ページを御覧ください。今回の改正箇所は、私学振興費補助に係る部分でございます。改正前におきましては、私立高等学校、三重朝鮮学園及び伯人学校イーエーエスはそれぞれ異なる補助制度でしたので、令和6年度当初予算編成の過程において見直しを図り、一本化させていただいたため、本要綱の改正を行ったものでございます。改正

後の要綱の内容につきましては、議案書 2 ページとなります。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2127 号「専決（鈴鹿市教育委員会補助金等交付要綱の一部を改正する告示の一部改正）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2127 号を承認いたします。

それでは、次に、議案第 2128 号「専決（鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部改正）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第 2128 号「専決（鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部改正）の承認」につきまして、説明申し上げます。今回の専決処分に至った経緯でございますが、令和 3 年度第 4 回及び令和 5 年度第 2 回鈴鹿市地域づくり推進本部会議において了承された、地域支援職員の配置終了と公募による地域づくりコーディネーターの配置について、令和 6 年度から運用を開始するため、鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程を改正する共同訓令の専決処分を行い、今回、その承認をお願いするものでございます。資料の 6 ページから 8 ページが新旧対照表になっております。説明は、以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2128 号「専決（鈴鹿市地域づくりの推進体制に関する規程の一部改正）の承認」についてを原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2128 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案 2129 号「財産の取得について（鈴鹿市学校給食センター厨房機器

（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫））」をお諮りします。

（書 記）議案を朗読

（参事兼教育総務課長）提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫）を取得するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

（参事兼教育総務課長）それでは、議案第 2129 号「財産の取得」について、説明申し上げます。9 ページ、10 ページを御覧ください。今回、取得しようとする財産は、学校給食センターの厨房機器でございます。取得予定価格 7,040 万円でタニコー株式会社三重営業所と売買契約を締結しようとするものでございます。取得目的といたしましては、平成 20 年度に建築の学校給食センターの設備機器等について、今年度から大規模改修を行うことに伴う厨房機器の更新でございます。購入内訳といたしましては、真空冷却機 2 基と冷却機能付消毒保管庫 3 台でございます。令和 6 年 7 月末で 16 年を経過し、機器部品等が老朽化していることから安全安心な学校給食を安定的に提供するために、夏季休業中に更新をしようとするものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

（教育長）ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（松寫委員）取得予定価格が 7,000 万円と、非常に大きな金額になるわけなのですが、今回は更新ということですので、新設の設置の際に、それ相当のものを取得されていると思うのですが、その時の金額と比べてこの金額というのは、どのようになっていますか。

（参事兼教育総務課長）申し訳ございません。約 16 年前の取得時の金額の詳細までは持ち合わせておりませんが、昨今の物価高騰等の影響は受けていると思っておりますので、16 年前に比べ、金額が上がっていると思います。

（松寫委員）入札という形で行なわれたと思うのですが、その金額差などは把握されていますか。

（参事兼教育総務課長）予定価格に比べ、落札価格は数百万ほどではありましたが、落ちた金額で応札をしていただいております。

（松寫委員）もう少し比較ができるような資料があるとありがたいと思いました。財産取得に関する金額的に大きなものに関しては、専門的な知識がないので、この金額自体が果たして妥当性がどれだけあるのか、その蓋然性が分からないことが出てくると思います。

比較できる資料を付けていただけると、よりわかりやすくなるかなと思いましたので、今後そういう対応が可能であれば、ぜひお願いしたいと思います。

(参事兼教育総務課長) 今後、こういった議案を提案させていただく際には、先ほどいただきました御意見を参考にさせていただき、可能な範囲内で資料を付けさせていただくように努めさせていただきます。

(笠井委員) 耐用年数は、一般的にどれぐらいなのでしょう。前回から 16 年と言われていたので、最新式であるともう少しもつのか教えてください。

(参事兼教育総務課長) 一般的ではございますが、約 15 年と聞いております。

(下古谷委員) 16 年が経過というところで、これはもう、古いものは廃棄処分をして、新しいものに入れ替えるという形でしょうか。

(参事兼教育総務課長) 委員のおっしゃるとおり、更新ですので、古いものは処分という形になってまいります。

(下古谷委員) 価格が 7,000 万円というのが非常にすごいなと思っていて、インターネットで検索すると、2006 年か 2007 年の同じ型番のものがリサイクルというか、中古品で出ていて、ソールドアウトとなっており、再利用されたのだと思いますが、下取りをしていただいて、もし少しでも安くやれるのであればというようなところでお聞きしました。

(参事兼教育総務課長) 今現在使っているものにつきましては、今回の購入業者の方に、その先につきましては委ねさせていただいておりますので、場合によってはリサイクル、再利用するかどうかまでは定かではないのですが、そういった利用の仕方をされる可能性もあると思います。

(教育長) 委員の方から要望もありましたので、今後のことについては執行部の方で、対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2129 号「財産の取得について（鈴鹿市学校給食センター厨房機器（真空冷却機・冷却機能付消毒保管庫）」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2129 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案第 2130 号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について」をお諮り

します。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(学校教育課長) それでは私からは、議案第2130号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認」につきまして、説明申し上げます。12ページを御覧ください。改正の内容でございますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額のうち、最低賃金の上昇を踏まえて、養護及び支援員の時給額を985円から1,020円に変更しようとするものでございます。私からの説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 養護及び支援員ということで、職員の限定があると思うのですが、パートタイム会計年度任用職員に当たる職種は、養護及び支援員の方だけということでしょうか。

(学校教育課長) 教育委員会規則にこれら2つの職種が記載されているのですけれども、市の同規則の方には、介助員などの職種も別に定められております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2130号「専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2130号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案第2131号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出いたします。

(教育指導課長) それでは続きまして、議案第 2131 号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正」につきまして、説明申し上げます。本市では、通級による指導を受ける児童生徒の増加に伴い、令和 5 年度から巡回による指導を開始するとともに、学校や教員のニーズに応じてアウトリーチを実施し、指導の充実を図っているところです。それでは、14 ページを御覧ください。本年度も通級による指導を希望する児童生徒が一定数、各校に在籍していることから、県に対して通級指導教室の増設要望を行ったところ、本年度、白子小学校及び白鳥中学校において発達障害等通級指導教室の 2 教室が新設されることとなりました。なお、これまで旭が丘小学校には難聴通級指導教室が設置されていましたが、指導対象児童の状況を踏まえ、十分に支援を講じることができるよう、種別を難聴から発達障害に種別変更しました。それに伴い、各種様式の通級指導教室の種別の欄において、難聴通級指導教室を選択する欄を削除しました。以上、設置校が改正点となります。今後も通級による指導を希望する児童生徒や保護者に対して、適切に支援することができるよう努めてまいります。説明は以上です。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 白子小学校と白鳥中学校の 2 校に教室が新たに設置されるということですが、増えるということは、単純にその担当の先生も増員されるという考えでよろしいでしょうか。

(学校教育課長) 委員のおっしゃるとおり、教室に対して教員が 1 人配置されるということでございます。

(下古谷委員) やはり、教室が増えたのであれば、先生も増えてもらわないと、誰かにその負担がいくのかなと思いましたので、質問をさせていただきました。

もう 1 点の質問ですが、手続きの書類のことで、例えば 16 ページについて、第 2 号様式の宛先が、鈴鹿市立の後に (空白) 学校長という形であり、右下のところは、鈴鹿市立の後に (空白) 学校、校長の後に (空白) 印とあるのですが、宛先の方は、例えば白子小学校なら「鈴鹿市立白子小」まで書くのですか。右下の方は、「鈴鹿市立白子小」で終わるというような書き方なのでしょうか。

(教育指導課長) 委員のおっしゃるとおりでございます。

(下古谷委員) 宛先は、鈴鹿市立白子小学校長と取ればよいということですね。小学校学校長ではなくて、小学校校長と受け取ればよいということですね。パッと見た時に、校長なのか、学校長なのか疑問が湧きましたので、質問しました。

(服部委員) 今までのイメージから少し変わってしまうところがあって、難聴は旭が丘小学校でやっていたのが、発達障害等の方に入るということは、旭が丘小学校は、

どんなそのお子さんというか、難聴に限らず支援していただけるという捉えでよろしいでしょうか。

(教育委員会事務局参事) 旭が丘小学校は、14 ページの改正前と改正後に記載のとおり、難聴から発達障害等通級指導教室へ設置する障害の種別が変わったということになります。

(服部委員) 神戸小学校、創徳中学校などの学校と同じように、難聴に限らず子どもたちを教えていただけるということですよ。

(教育委員会事務局参事) 難聴は指導を要する児童がいなくなったので、旭が丘小学校では、障害種別を発達障害等通級指導教室に変えたということです。それから、旭が丘小学校では、もともと発達障害の児童が非常にたくさんいて、これまで他校通級をしてもらっていましたが、通級指導教室を作ることで、自校で通級指導をすることができるということです。

(服部委員) 単純に増えたという考えでよろしいのでしょうか。

(教育委員会事務局参事) そのとおりです。

(下古谷委員) 新たに難聴の児童が入ってきたときには、この発達障害等通級指導で対応できるということでしょうか。それともまた、難聴通級指導教室を新たに設置するのでしょうか。

(学校教育課長) 難聴通級指導教室の設置につきましては、三重県教育委員会から配当いただくところがございまして、新たにそういった対応が必要な児童生徒が出てきた場合は、まず、県教育委員会の方に設置を申し入れていくということになるかと思います。その結果次第で今後どのように対応していくかについて、さらに検討が必要になるかと思いますが、基本は児童生徒に応じた要望していくというものでございます。

(教育長) 更なる充実を図り、力を入れていきたいと思っております。

(教育長) それでは御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2131 号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2131 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案第 2132 号「専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）

の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の設置等に関する条例第4条第2項の規定に基づき鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) 議案第2132号について説明いたします。鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員でございますが、2年間の任期となっております。今までの実績等から選ばせていただきました。4月1日からの任期となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 名称についてですが、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会となっておりますので、支援委員会があるのだとしたら、いじめ問題解決委員会もあるのでしょうか。

(教育支援課長) そのような名称の委員会はございません。いじめ問題解決支援委員会の方で解決を目指して支援させていただくことになります。

(松脇委員) 鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の設置の目的や趣旨のところと、開催頻度について教えてください。

(教育次長) いじめ事案等が発生した場合に、調査やその解決に向けた議論をしていくわけですので、いじめ事案がなければ、開催は基本的にはないものと考えていますけれども、事案内容等がある場合については、定期的開催しておりますので、今年度もそういった事案があれば、1か月又は2か月ごとに調査報告等や聞き取りにより情報共有しながら進めてまいります。件数により開催頻度は相当変わりますが、全国的にも年々事案として増加傾向でございます。

(参事兼教育政策課長) 次長が言われるとおり、事案が発生すれば開催されるのですが、委員の方が集まっていたのは、大体月1回程度だと思います。やはり1週間に1回の開催となってくると、かなりの御負担がかかってきますので、その間に聞き取り調査はこのメンバーのうちの数名で行ったり、学校へ訪問して確認したり、現場を確認したりするなど、色々なことを挟みながら、大体月1回程度で、最後に報告書が完成するまで続いていくという形になります。最後は、報告書を作成しますので、集まらなくても、各自それぞれ確認して、最終の報告書をまとめて、市長の方へ出す提出、答申する形であったと思います。

(下古谷委員) ここで重大案件であるというような形になったときには、もう1つ上の市長が委員長のいじめ対策委員会が開催されるという方向になる、ということでよかったでしょうか。

(参事兼教育政策課長) まず、教育委員会の部署の中で、いじめ問題解決支援委員会で調査報告をまとめていただき、それに対する所見や保護者の方の意見として、もう1回再調査の依頼ということになると、今度は市長部局の方に移りまして、市長からの諮問を受け、いじめ調査委員会が、市長部局の方の第三者委員会ですので、そちらの方の開催ということになります。そちらの方の開催も同じような月1回程度であり、最後は、調査報告書をまとめて市長へ出すというところまでとなります。以上です。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2132号「専決（鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会の委員の委嘱）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2132号までを原案のとおり承認いたします。
それでは次に、議案第2133号「専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の設置等に関する条例第4条第2項の規定に基づき鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) 議案第2133号について説明いたします。こちらにつきましては、鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会となっておりまして、いじめ問題の対策についての連絡を取り合い、話し合うという協議会となっております。例年1回開催しておりましたけれども、今年度からは適宜、開催するという形となっております。4月1日からの任期となっております、2年間の任期となっております。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 今の説明ですと、これまでは年1回程度の開催で、それが今年からは適宜開催していくということで、昨年度までの対策というのは、それほどたくさんやる必要はなかったということですか。

(教育支援課長) 昨年度までは、既にあった事案に対して専門家を招いて御協議をいただいております。先ほど説明がありました、いじめの重大問題の報告書が上がったようなものについて、あるいはまたそこへ行くまでの過去の事案について、考えていくということでしたので、できるだけ今後のこと、いじめの対策予防に繋がるようなことの方がいいのではないかとということで、今年は少し内容を変えていこうとしていると聞いております。

(下古谷委員) 私が思っているのと少し感覚が違うなと思っていて、こちらの方が委員の人数も多いので、こちらの方で本格的にいろんなことが練られて、それを受けてさっきのいじめ問題解決支援委員会でもっと詳しくみたいな感じのイメージを持ったのですが、そうではなく、逆にいじめ問題解決支援委員会の方から上がってきた問題に対して、どうしていこうかという対策をこちらの対策連絡協議会の方で議論していきましょうというイメージでしょうか。

(教育支援課長) 日常的な部分で常に連絡を取りながら、予防的な対策をする部分が非常に大きいので、いろんな役職の方に入っているところなんです。

(下古谷委員) これまでにあったようなことから、こういう対策が必要でしょうというところを、月1回程度なのかは分かりませんが、この委員会で議論し、改善を重ねて、そういうことが起こらないように、学校で対応してくださいというように、指導といいましょうか、応援、支援をするような形になってくるのでしょうか。

(教育支援課長) そのとおりでございます。

(服部委員) ここで話し合われた色々な立場の方に、様々な御意見が頂けると思うのですが、それらは、学校現場へ共有されるのでしょうか。

(教育支援課長) 校長会の代表も委員であり、教育委員会では私も入っておりますので、こちらの方は学校へ必ず連絡していきたいと思っております。

(教育長) こちらの方は、日常的ないじめ等が発生しないように対策していくのが目的であり、もう1つのいじめ問題解決支援委員会は、重大事態が発生したときにどのようにしていくかという目的であるため、違いがあります。そのため、いじめ問題解決支援委員会には、弁護士が委員としておられます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2133号「専決（鈴鹿市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2133 号を原案のとおり承認いたします。

それでは次に、議案第 2134 号「学校運営協議会委員の任命について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項の規定に基づき、学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出いたします。

(教育支援課長) 議案第 2134 号について説明いたします。令和 6 年度の学校協議会委員を、次のとおり任命をお願いいたします。任期は 1 年となっております。5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までとなっております。各学校 10 名までの委員となっております。よろしくをお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2134 号「学校運営協議会委員の任命について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2134 号を原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 2135 号「専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正）の承認について」、議案第 2136 号「専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について」及び議案第 2137 号「専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正の承認について」は、幼稚園の廃園に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則」、「鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則」及び「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程」の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出いたします。

(子ども育成課長) それでは私からは、専決処分の承認として、議案第 2135 号「鈴鹿市立

幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正」、議案第 2136 号「鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正」及び議案第 2137 号「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正」につきまして、一括して説明申し上げます。議案書 31 ページから 43 ページまでの 3 議案につきましては、令和 6 年 4 月 1 日付けで、鈴鹿市立白子幼稚園、稲生幼稚園、加佐登幼稚園及び栄幼稚園が廃園となったことに伴う所要の規定整備等でございます。専決処分に至った経緯でございますが、鈴鹿市立白子幼稚園ほか 3 園を廃園とする鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正が市議会令和 6 年 2 月定例議会にて議決され、本年 4 月 1 日から施行されております。これを受けまして、各規則等におきましても鈴鹿市立白子幼稚園ほか 3 園に係る規定を削る等の所要の規定整備を行うことについて、当該施行日との整合を図る必要から専決処分を行い、今回、その承認をお願いするものでございます。

まずは、32 ページを御覧ください。「鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正」でございます。改正内容を示す対照表のとおり、廃園となった 4 つの園に係る項を別表から削るものでございます。次に、35 ページを御覧ください。「鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正」でございます。改正内容を示す対照表のとおり、別表において、公印管理者が「廃園となった 4 つの園の園長」となっている項を削るものでございます。最後に、42 ページを御覧ください。「学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正」でございます。こちらも改正内容を示す対照表のとおり、廃園となった 4 つの園に係る項を別表から削るものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 38 ページの印影を見ていただくと、四角や縦に丸になっているものとかというふうな形で微妙に印影が変わるのですが、特に決まりはないのでしょうか。

(子ども育成課長) 様式の中で公印を押すところで、形が昔から決まっていたなかでこの規則で使っていますので、幼稚園はこの形というようには、決めさせていただいていたと思います。

(下古谷委員) 加佐登幼稚園は 4 つほど印鑑があり、他は大体 3 つなのですが、「幼稚園の印」まで入っていたり、「幼稚園」で終わっていたりしています。これを見ていて、同じものに押印するのでも、それぞれ違うなと思っていて、何か決まりがなかったのかなと疑問に思いました。確か、方 21 や方 45 は、大きさを表しているのですよね。この大きさが少しでもこう違うと、認められないみたいな形で、この印も定期的にといいですか、使いこなしてくると新しいものに変えてというように、大切な判子ですので、規定があるのではないかということで、質問させていただきました。

(教育長) 印鑑が元々からあって、後から公印の規則ができたのかもしれませんが。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。案第 2135 号「専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正）の承認について」、議案第 2136 号「専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について」及び議案第 2137 号「専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正の承認について）」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2135 号、議案第 2136 号及び議案第 2137 号を原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項 1 番目の「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 6 年度実行計画について」をお願いいたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、報告事項の 1 番目、「鈴鹿市教育振興基本計画 令和 6 年度実行計画」につきまして、説明申し上げます。別冊資料の 1 ページを御覧ください。まず初めに、本実行計画の策定の趣旨について説明いたします。本実行計画は、先月の令和 6 年 3 月教育委員会定例会におきまして承認をいただきました「鈴鹿市教育振興基本計画」に基づき策定するものでございまして、施策の基本的方向の基本事業ごとに教育委員会が今年度に取り組む活動内容等について、まとめたものでございます。本実行計画は、毎年度実施しております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の対象となるものでございまして、単年度の PDCA サイクル、計画、実行、評価、改善の P に該当するものとなります。なお、点検・評価につきましては、学識経験者による外部評価を経まして、鈴鹿市議会への報告後に、市ウェブサイトにて公表していく予定でございます。

次に、2 ページを御覧ください。「取組内容一覧」でございます。当該一覧におきましては、教育振興基本計画の基本事業ごとにその「取組内容」、「指標」、「現状値」、「目標値」をお示ししております。具体例としまして、「基本事業 1－1 学力向上」について説明させていただきます。本事業につきましては、取組内容として「授業力 UP 5★」を活用した授業改善をはじめ、合計 4 つの取組を記載しております。その上で、指標として「全国学力・学習状況調査の国語・算数/数学における、全国の平均正答率に対する本市の平均正答率の割合」を設定させていただいており、現状値が小学校 99.5%、中学校 93.5%であるところ、令和 9 年度の最終目標値 100.0%以上に向けて、まずは、令和 6 年度の目標値を小学校 99.6%、中学校 95.0%と設定しております。

続いて、3 ページを御覧ください。上段「1 指標の目標等」でございます。ここでは、指標に係る目標値等についてグラフを用いてお示ししております。また、グラフ右側におきましては、現状値及び最終年度の目標値とともに、今年度の目標値をお示ししております。続いて、「2 今年度の活動計画等」の「年間の活動計画」におきましては、今年度の目標値を達成するために行う教育活動を「●」で 4 つ記載しております。また、その下段に今年度目標値の設定根拠をお示ししております。

最後に下段右側の「3 関連する総合計画 2031 の実行計画」におきましては、本実行計画の基となる「教育振興基本計画」は「総合計画 2031」の推進プランでありますことから、関連する「総合計画 2031」の実行計画をお示ししております。他の 22 の基本事業につきましても、同様でございます。報告は、以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 例えば別冊資料の 7 ページのところで、「3 関連する総合計画 2031 の実行計画」のところが何も書いてないということは、これは総合計画の方は無関係で、教育振興基本計画の独自のプランということで考えさせてもらえばよいのでしょうか。

(参事兼教育総務課長) 委員が御指摘のように、一部の基本事業におきまして、鈴鹿市総合計画 2031 の実行計画の記載がない事業がございます。これは、鈴鹿市総合計画 2031 で取り組まないということではないのですが、予算の中で他の事業との関連で、1 つにまとまっている予算などもございまして、その予算の中で、実行計画を編成しているものですから、そちらの方の実行計画に入っているという現象が起こり得ます。そういったことから、一部の鈴鹿市総合計画 2031 の実行計画が空白になってしまうということになっております。

(下古谷委員) 7 ページですと、令和 8 年度、9 年度の目標値が 87.5% で一緒になっているのですが、もう 1 ヶ所も同じく一緒になっているところがあるのですが、次年度にさらにもう 1 つ上を設定しなかった理由があるのでしょうか。もう 1 ヶ所は、18 ページです。

(参事兼教育総務課長) 現状では、どの基本事業におきましても 4 年後の目標を定めているのですけれども、今回策定しました教育振興基本計画上で、目標値を 4 年後に置いておりますので、委員が御指摘のように、毎年単年度で取り組んでいきますので、成果が上がってまいりましたら、最終的にはその目標値のハードルを上げていくという取組になっていくと考えております。ただ、計画策定時は 4 年後の目標値を設定していますので、現状では、まだ初年度の結果でありますので、一旦は横並びの年が出てくる基本事業もあろうかということで、先々の取組に繋がっていくというように考えております。

(教育委員会事務局参事) 基本的な計算の仕方として、現状値から目標値に向けて 4 年間かけてやっていくということなのではございますけれども、7 ページの下に記載しておりますように、1 校が増加すると 2.5 ポイントが上昇する計算としているため、令和 8 年度には、87.5% という目標に到達し、現状維持するというような考え方であります。

(下古谷委員) 単純に毎年、2.5 ポイントの上昇で 90% と設定することはできなかったのでしょうか。

(教育委員会事務局参事) 無理な目標を設定することのないように、これまでの傾向を参考に、目標値の指標となる校数を先に決めましたので、2.5%ずつ上がっていくという意味ではなく、このような形で決めさせていただきました。

(松寫委員) 今後來年以降で、こういう考え方も採り入れていただければということがありまして、例えば左下のところに「今年度の目標値の設定根拠」が書かれています。例えば6ページのところ、読書活動ですが、設定根拠は「2027年度目標達成に向けて現状値からの差で目標値を設定した。」とあり、他のところでも多くこの文言が見られており、等間隔で数値設定をしているということですが、その上の「2 今年度の活動計画等」との関係性を本来は踏まえるべきであり、例えば、読書活動のところでいうと、学校図書館を活用した授業を市内全小中学校に拡充し、実施していくことによって不読率の低減を図るとあるが、これがどれぐらいの効果を及ぼすのかというところです。同じように黒丸(●)が6つありますので、これらを実施していくことで、どれぐらいの想定、見込みというところが、均等割にしたら年3%ごとであるが、この取組をすることによって、6%が見込めるのではないかなどですね。2の活動計画部分と設定根拠の関連性が、なかなか読み取れないものが多いように思います。本来は、この2番の活動計画を見込み、想定としてこれぐらいの効果があるのではないかなというのをもとに積算し、その設定根拠とされると、納得が得られやすいと思いますので、そのこのところも検討していただければと思います。

(教育次長) 1年間の活動量に対して、単年度の目標で、計画上は4年後の最終ゴールという設定をしておりますけれども、委員がおっしゃるように、1年間の目標という立て方と、4年をかけてゴールを目指し、徐々に下積みを重ね、最終3年目、4年目で成果を出すといったような取り組み方もあるかと思います。それをグラフで表すと、上り方が見えてくると思うのですが、それが活動計画上の文章にうまくマッチしているかというところは、非常に難しいところがあります。基本的には4年で平準化し、徐々に上げていくというのを最低限の目標にはしておりますけれども、実際1年で、大きな成果が上がることも限りませんし、じっくり成果が出てくる場合もありますので、そのあたりを文章にするときには、毎年同じようなトーンではなく、その年の少しメリハリを効いた取組もアピールを含めて表現できるように、心がけていきたいと思います。

(教育指導課長) 先ほどの下古谷委員からの読書活動の目標値の設定理由に関する御質問に対して、補足して回答します。これが4年後の目標値を35校と設定しています。それをもとに、段階的にこれは4年後というのではなく、3年で達成する見込みの設定となっております。

(教育次長) 目標を例えば40校として、100%を目指すという考え方もあるなかで、35校という設定が現実的な4年後のゴールとして捉えたというのがありますので、数でいけば40校、100%をしっかりと目指すとか、ゼロを目指すとかですね、はっきりとさせていくという考え方もあるかと思いますが、個々に見ると、そういったゴール設定上は、現

実的な数字も含めて、校数やパーセントを設定していると思います。

(教育委員会事務局参事) それともう 1 点ですが、教育振興基本計画も前期と後期に分かれておりまして、今回は、上半期 4 年分ですので、ゴールを 8 年後の 2031 年に合わせた真ん中ということなので、その中間ということで、今実行できる現実的な目標を設定させていただいたということもございます。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項 2 番目の「令和 5 年度鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項の 2 番目「令和 5 年度鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について」につきまして、説明申し上げます。資料 1 ページを御覧ください。1 にありますように、目標値を設定し、取組を進めてまいりました。2 の結果のところでございますけども、(1) 時間外職員につきましては、月 80 時間を超える職員が、令和 6 年の 2 月時点では、延べ 198 人、令和 4 年度比、300%となりました。また、その下の月 45 時間超の職員につきましても、106.8%ということでございます。さらに(2) 時間外労働時間の月平均についても、小学校におきましては、微減ですが、中学校は 15.8%増となりました。時間外労働時間につきましては、主に中学校において大幅に増加しており、主な要因として、学校行事、主任等の業務、生徒指導の対応、そして部活動指導が主であるということを掴んでおります。また、1 ページの一番下、休暇の取得につきましては、令和 6 年 2 月時点でわずかに減となっておりますが、小中学校を合わせますと、目標値の 22 日を概ね達成している状況ではございます。

資料の 2 ページの方へお進みください。(4) は、県・市・学校による統一した 3 項目の取組でございます。定時退校日の提示に対応できた職員の割合については、目標値の方は 90%としておりますが、小学校の方では 74.5%、中学校は 75.6%と、これも目標値を下回っている状況でございます。また、その下になりますが、60 分以内に終了した会議の割合につきましても、目標値の 70%に対して小学校が 63.5%、中学校につきましては 54.6%と、ここでも中学校の方で大きく下回る結果となっております。

資料の 3 ページは、令和 6 年度のこれらを踏まえた働き方改革の推進の方向性でございます。まず、左側の「学校における働き方改革推進のための環境整備等」にありますように、今年度は特に校務支援システムが新しくなることもございまして、それらの積極的な活用、1 人 1 台端末など、学習の場面において ICT をより活用していくというところをまず進めてまいります。それとマンパワーではございませんが、専門家、外部人材をしっかりと配置をしまして、一層の取組を進めていきたいと考えております。また、先ほどの報告にもありましたが、月 80 時間超の職員が増えているという状況は非常に大きく受け止めており、右側でございます「学校における働き方改革の推進に向けた考え方」の 5 のところに記載しており、上限時間を超えた場合の対応について、やはり 80 時間を超えている職員がいる学校に対しては、校長に対して、職員の健康状況を把握するとともに、業務の見直しをしっかりと進めていくような指示をさせていただき、そ

の状況を市の方で見届けをしていきたいと思っております。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 1つ目の質問なのですがすけれども、時間外労働を減らすために、休暇をしっかり取得していただくための取組は行っていると思うのですが、時間外労働は、80時間超えの方が増え、特に中学校の先生方が増えていて、休暇取得も少し減っているというのは、なぜなのでしょう。部活動の外部委託など色々も行っているけれども、どうしてなのでしょう。という質問です。

(学校教育課長) 先ほどの説明の中でも、主な要因をお伝えさせていただきましたが、一方で学校の方と話をしますと、やはり子どもと接する時間が増えたとか、教材研究をしていると聞いておりますが、増えているというよりも、さらに子どもに関わっている部分に時間を使っている職員がいるということも掴んでおります。ただ、市の方で、こういった学校の状況を十分掴みきれていないということも1つの課題と思っております。さらにしっかり学校の状況を掴み、それに応じた対策を考えていきたいと思っております。

(笠井委員) 1つ目の質問の中で追加ですけれども、自己研鑽というのは私たち医師の世界でも、その働き方改革が今年度からまさに始まって、例えば、仕事の準備、学会の準備と自己研鑽は時間外労働に含まれないのですけれども、学校現場ではどういう扱いなのでしょう。

(学校教育課長) まさに同じ扱いでございます。

(笠井委員) 2つ目の質問ですが、80時間超えの場合は、産業医面談が必要になると思うのですけれども、このあたりの実績はいかがでしょうか。

(学校教育課長) 希望者に対して面談を実施していくということになっておりますが、昨年度の実績につきましては0人でございます。

(笠井委員) 3つ目の質問ですが、会議の時間が伸びると、時間外労働に繋がると思うのですけれども、会議時間を短縮するための、例えばタイムキーパーの方を置くとか、何か具体的な取組はあるのでしょうか。

(学校教育課長) 令和5年の4月に、令和4年度分の同内容について報告をさせていただいたときの数値として、中学校におきましては、71.5%、小学校が69.4%と、目標値に随分近い状況ではございました。そこから、先ほど報告をさせていただきました今年度の数値は、大幅に下がっております。このあたりも、学校の方に1人1台端末にて、ペーパーレス化、様々なことを発信はしておりますが、実際の状況を掴みきれていないところがございますので、再度、現状確認をしながら取り組みたいと思っております。

(下古谷委員) 先ほど笠井委員が言われた自己研鑽のところなのですが、小中の先生方が、研究や授業準備をすとか、自己研鑽というのは具体的にはどういうことをされるのでしょうか。

(学校教育課長) 翌日の授業準備や子どもたちの提出物の採点、評価であるとか、そういったことではなく、やはり今後の授業、教育活動に役に立つだろうというところで、今どうしても必要でないものについて、基本的にやっているようなこと、さらにもっとそれに関連するようなことも含めて、学ぶという機会を自己研鑽と捉えております。

(下古谷委員) 将来でも、結局その子どもたちの教育に携わってくるのであれば、ある意味業務としての捉える方もあろうかと思います。私も定義は知りませんが、基本的には自分で率先して、こういうことやりたいと思ってやること、学びたいというものがあって、そこに例えば校長、教頭先生から「こういうことが将来的に必要なので勉強しといてね」と言われると、それは業務に入ってくるのではないかと思います。というので、自己研鑽で、本来なら業務に含まれるのではないかという時間を加えると、時間外労働がもう少し増えてくるのかもしれないということが、すごく懸念しているところです。

(下古谷委員) タイプミスかも知れませんが、資料の1番のところで、成果指標として年間360時間を超える時間外職員を0人ということで書かれていますが、その上の45時間の方は年間の延べ人数になっています。2の(1)の表を見ると、表題が時間外職員の年間延べ人数となっていて、そうすると年360時間超というのは、1の成果指標の目標値のところで見ると、延べではなくて、絶対数と思ってしまったのですけれど、どちらかが間違っているのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(学校教育課長) 1年間の数になりますので、表記の方が誤っておりますので、修正させていただきます。

(松寫委員) この結果から見ると、非常に悪化しているように受けとめられてしまうと思います。それでお聞きしたいのは、個人が自分の労働時間の現状をリアルタイムで把握できるような、そういった形にはなっているのでしょうか。

(学校教育課長) 校務支援システムの中に、自己研鑽の時間も除いた労働時間を入力することになっておりますので、個人で確認することは可能な状態であります。

(松寫委員) 例えば、月の半ばの15日を経過した段階で、既に40時間をオーバーしているというのは、個人で把握できるということですよ。それに対して、個人がどうにかできる手段や選択肢があるのかどうかというところと、それが個人任せになっていないかどうかというところですね。教頭、校長先生、指導の先生が、1ヶ月経過した結果として、何時間オーバーしたことに對して指摘、指示をするのではなく、月半ばにおいて、

いわゆるアラート機能が働いているかというところが、大事なポイントじゃないかなと思うのですけれども、その点についてはどうなっているのでしょうか。

(学校教育課長) 個人差について、おっしゃる通りでございまして、その結果だけを昨年度は見ていたところがございます。先日、教頭会がございましたけれども、やはり 80 時間が見込まれるという、そこを大事にさせていただきたいということをまず、お伝えさせていただいております。それに対し、校長、教頭が共有をし、しっかり対策を講じる。具体的には、業務を違うところへの割り振ることであったり、サポート入れるとか、そういったことになろうかと思いますが、そのあたりを市の方とやりとりをして、その結果を見届けていくというところ、徹底したいと考えております。

(松寫委員) おそらく教員の方、一人ひとは、超過しているなど思っても、それを改善するために、自分で動けないことであったりとか、自分ではどうしようもできないということで、多々あるのではないかと思いますので、それができる立場にある方が、しっかりと把握した上で、指示なりアドバイス、また、緊急措置も含めて、そういうことができるように、学校にお願い、依頼をするという形ではなく、教育委員会が指導、指示をするというところまで、介入度合いを深めていただければいいのではないかと思いますので、ちょっとそのあたりも含めてよろしくお願いしたいと思います。

(下古谷委員) 時間外労働について、私も立場上で考えたりするのですが、時間外労働をしようとしたとき、上司の方の許可を受けてからやるというシステム、自己判断ではなく、教頭先生、校長先生に「本日は何時間ほど時間外労働をさせていただきます。」みたいな形の申告制にして、それに許可を出すという形でやっていくと、大分減るような気もしますが、そのあたりいかがでしょうか。

(学校教育課長) そのような形で実施している学校と、そうでない学校もあるように思います。今後、そのあたりの実態を掴んでいきながら、1つの手段として、考えていく必要があると思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項3番目の「中学生のピロリ菌検査について」をお願いいたします。

(学校教育課長) それでは、私からは報告事項の3番目「中学生のピロリ菌検査について」につきまして、説明申し上げます。資料の4ページを御覧ください。まず、「1 経緯」でございますが、令和4年11月に、鈴鹿市医師会から将来的な医がん予防目的に要望がございまして、検討委員会の方が立ち上がってまいりました。令和6年3月までに6回の開催でございました。検討会の当初、健康づくり課からは、実施に向けて、胃がん発症抑止のエビデンスが確立していないということですか、国の方が推奨する検査外であるということなどから、実施についてはさらに検討が必要といったところの見解が示されておりました。また、教育委員会事務局の方としましては、学校教育課の方から、

まず学校保健として実施する検査は、すでに法令の方で定められておりまして、ピロリ菌の方は、それ以外に当たるところもありまして、一律に検査を実施することは、難しいというようなことであるとか、教職員が検査に関わることが、負担として大きくなるのではないかなというような見解を示させていただいていたところでございます。その後、複数回の検討を経て、令和6年3月に、市の事業として、中学校、薬剤師会の協力を経て、実施をする方向で確認されたものでございます。検査の具体的なところにつきましては、「2 本市における中学生ピロリ菌検査について」にありますように、市内中学2年生のうち、保護者の同意が得られた希望者を対象に、検査を実施するものでございます。検査の費用は2次検査まで市が負担し、ただし、除菌等の治療費は、助成を行わないということでございます。今後につきましては、3にございますようなスケジュールとなっております。説明は以上でございます。

(笠井委員) 私もこの会議の委員に加えさせていただきましたので、直近の会議の内容は、まだこちらの方に反映されておられませんので、6月にもう一度、会議があると思うのですが、そのピロリ菌という概念やその必要性については、その知識の格差というものもあるかと思いますので、やはり色々なお話を聞いていただいた上で、方向が選択できるような流れというのがすごく理想的だと思っております。医師会の方でもそのような御意見は出ておりまして、校長会の方で、委員の先生からも御説明していただいて、今後、話がもう少しまとまってくると思います。ここから質問に入るのですが、この2番の検査費用は2次検査まで市が負担するというのは、確定事項であり、除菌等の治療費助成は、現時点ではなしとなっております。おそらく、今年度このスケジュールからいくと、秋以降に御希望の方に1次検査が始まり、その結果が出てきて御希望の方が除菌という流れになるのは、その次の年度になるのではないかなと思っているのですが、このあたりは、おそらく医師会の方からも色々な御要望が出ると思うのですけれども、まだ検討の余地はあるということでしょうか。

(学校教育課長) 「3 今後の予定」の以降のところは、これからの検討ということになってございますので、現在のところはそのあたりについて、詳細は決まっておりません。

(服部委員) 色々な御意見があったということが、先ほどの報告でよく分かりました。子どもたちの健康面とか、衛生面にとって大切であり、胃がんの発症率が低減するということですが、これは市長部局が動いているということですか。それとも教育委員会も一緒に動いているのでしょうか。それともう1つは、養護の先生方はどう考えていらっしゃるって、この取組に対して養護の先生がどう向き合っていただけなのか、その役割が大きいと思っていますので、そのあたりも分かっている範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。

(学校教育課長) 1つ目の御質問の担当部署でございますが、市長部局の方で担当いただいて、教育委員会がそこに協力をしていくという立場でございます。2点目の養護教諭についてのところでございますが、実際に我々も学校現場にはおりませんので、代表の校

長先生や養護の先生からも御意見をいただき、検討会に臨んでいたところがございます。養護の先生から聞いたところでございますけれども、やはり学校保健の方をまずしっかりと充実をさせていきたいという立場があり、また、学校に行きづらい子どもたちなどの関わりなど、大変多忙でございます。その中で、使命として学校保健の充実を図りたいというところで、それ以外の業務というのは、大変心配をしているというお声をいただいております。今後、どのように関わっていくかについても、しっかりと学校長、養護の意見を聞いていきたいと考えております。

(服部委員) お聞きして安心しました。養護の先生も働き方改革とか、やらなければならないことはたくさんあり、これが大切と分かっているけど、なかなか葛藤とかもあらうかと思しますので、そのあたりを詰めていただいて、うまく進めていただけるよう、よろしくをお願いします。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項4番目の「社会教育基本計画2031について」をお願いいたします。

(文化振興課長) それでは、私からは報告事項の4番目、「社会教育基本計画2031」につきまして、説明申し上げます。5ページを御覧ください。A3のカラー横版のものでございます。令和2年度に作成しました現行の「社会教育基本計画2023」の計画期間が令和5年度に終了したため、今回、「社会教育基本計画2031」を作成したものです。この計画は、本市の上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」との整合を図り、「社会教育基本計画2023」に代わって、今後の社会教育行政の計画的な振興に向け、基本的な方向性や、その実現のための施策を、体系的に示したものです。計画期間は、「鈴鹿市総合計画2031」に合わせており、前期基本計画期間の令和6年から令和9年の4年間としております。方向性として、引き続き、社会教育の目指す姿を「人と文化を育み、心豊かに過ごしていること」として、その実現のための5つの基本施策「市民のニーズにあわせた生涯学習の推進」、「図書館等サービスによる読書活動の充実」、「公民館の充実と適切な管理運営」、「文化財の調査と保存」、「文化財の公開と活用」に分けて、それぞれの基本施策の目標と主な取組を表記しています。なお、指標と目標値については、真ん中の下※に記載してありますが、「鈴鹿市総合計画2031」と同じ内容のものを用いております。例年、社会教育委員の会にて、内容を審議していただき、今年度は令和6年3月19日に開催しました社会教育委員の会で、内容を審議していただき、承認されているものでございます。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項5番目の「考古博物館ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024について」をお願いいたします。

たします。

(文化財課長) それでは、続きまして報告書の5番目「ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024」について説明申し上げます。6ページを御覧ください。ゴールデンウィーク期間の令和6年4月27日から29日と5月3日から6日の計7日間、主に中学生以下を対象に、「ゴールデンウィーク子ども体験博物館2024」を開催いたします。内容でございますが、特別展示といたしまして、株式会社ヒロモリ様に借用と設置をお願いする五月人形をパネル解説とともに展示いたします。こちらの展示につきましては、体験イベントに先行して本日から実施し、より多くの来館者の皆様に御覧いただければと考えております。体験講座につきましては、定番の勾玉作りは毎日開催、同じく定番の火起こし体験は天候の良い日に開催し、悪天候の場合には代替として、缶バッジ作りを開催いたします。また、日替わり講座としまして、自然素材を使った草木染め、規則的に糸を掛けて、曼荼羅(まんだら)模様のコースターを作る糸掛曼荼羅や市内にある古墳を学んで作る古墳模型作りなど、人気のある7講座を日替わりで開催いたします。今回の体験イベントにつきましても、考古博物館サポート会や国分町ボランティア隊の皆さんに講座運営の御協力をいただきながら、実施する予定でございます。なお、資料の7ページでございますように、予約受付が4月20日(土)から開始しておりまして、今朝の時点で、4月28日のアート体験は、すべての時間帯で定員が埋まっておりまして、4月27日の古墳模型作りについては、午前・午後の6人ずつの枠が、午後の1枠だけ空いているというような状況となっております。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(下古谷委員) 「うおーたーぷにぷに」の写真を初めて見ましたが、これは結局、このガラスのような容器の中に入っている透明の溶液が、天然由来の「ぷにぷに液」ということでしょうか。

(文化財課長) そのとおりです。

(下古谷委員) それを型に流し、固めて作るということは、これはもうしっかり固まった状態となり、ぷにぷににしないということなのでしょうか。

(文化財課長) 3月に実施したときに、写真にあるような状況にはなっていたのですが、子どもさんたちにお持ち帰りいただいておりますので、実際に触っておりませんので、申し訳ありませんが、その硬さについては分かりかねます。

(下古谷委員) 容器に入っているヒトデなどがぷにぷにするのではないかと思ったりもしたのですが、天然由来の「ぷにぷに液」と書かれているので、溶液がぷにぷにするのかなと思っていましたが、型で固めてと書いてあるので、疑問に思い質問させていただきました。

(松寫委員) ふにふにするには、金魚などの容器の手前に出ているものや、容器に入っているものも同じく、型で形作ったものではないでしょうか。

(教育長) 改めて確認の方をお願いします。

(笠井委員) 色々な取組をすごく綺麗に資料作成していただき、分かりやすく、素晴らしいなと思って拝見しました。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項6番目の「「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」の策定(改定)について」をお願いいたします。

(子ども政策課長) それでは、私からは報告事項の6番目、「「鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針」の策定(改定)について」につきまして、説明申し上げます。11ページを御覧ください。まず、「1 改定の経緯」についてですが、現在の方針は令和2年時点のものであり、国の情勢の変化や、利用者の推計と実績に乖離が生じています。公私立を併せ適切な量の就学前施設を確保することは市の責務であり、幼児教育・保育ニーズの多様化や国の新たな制度への対応も求められていることから、方針の改定により、公立の就学前施設の役割を検証し、公民連携の手法も検討しながら、老朽化が進んだ施設の計画的な整備を図ってまいります。

次に「2 主な改定内容」につきまして、4点記載しております。「変化するニーズや新たな制度に対応するための、公立の施設が担うべき役割の検証」、「利用者の減少に伴う施設再編を盛り込んだ項目」、「公民連携も視野に入れた施設整備・運営方法の検討」、「老朽化が進む施設における適切な整備計画」です。続いて「3 改定後の方針の開始時期」につきましては、令和6年10月としております。最後に「4 改定プロセスについて」ですが、鈴鹿市子ども・子育て会議において部会を設置して、改定内容等について検討・協議を行います。部会委員の構成は、学識経験者1名、教育・保育の関係者2名、市民・保護者等の関係者2名、福祉施設関係者1名としております。以上で報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

(参事兼教育政策課長) その他の事項ではございますが、近々での開催でもありましたので、この場で合川小学校、天名小学校、郡山小学校の3校による学校再編についての現状を報告させていただきます。昨年度3月定例会において、学校再編準備委員会についての報告をさせていただいたところでございますが、この準備委員会は、3小学校区の保護者代表者、地域代表者、学校関係者で構成いたしました。各地区から委員を選出い

ただき、立ち上げにあたって、4月17日（水）19時から郡山公民館において、学校再編準備委員会全体会議を開催し、委員26名の出席があり、教育委員会事務局から学校再編準備委員会の役割や、今後の大まかなスケジュール等について説明を行いました。委員からは、スクールバスの運行方法や、対象範囲などについての質問があり、教育委員会としては、運行方法については、直営や委託方式などが考えられるが、メリット、デメリットを検証しながら検討していくこと、適正配置の基準はおおむね4kmであるが、地域事情など総合的に踏まえた検討が必要であり、保護者や児童の通学に係る不安の解消に努め、準備委員会で一緒に検討していきたい旨を回答しました。ゴールデンウィーク明けから、まず、総務部会では校名や校歌・校章などについて、通学・安全部会では主にスクールバスについて具体的な検討に入っていく予定でございます。今後、進捗状況などにつきましては、この教育委員会定例会で報告させていただく予定をしておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。報告は、以上でございます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（下古谷委員）今年度から合川小学校が複式学級の授業が始まっているのでしょうか。

（参事兼教育政策課長）そのとおりでございます。

（教育長）それでは、御意見もないようですので、次の事項に移ります。

「令和6年5月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

（参事兼教育総務課長）令和6年5月定例会でございますが、令和6年5月28日（火）午後2時から鈴鹿市役所11階教育委員会室において、開催したいと存じます。

（教育長）ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

（委員一同）異議なし

（教育長）御異議がないようですので、令和6年5月教育委員会定例会を令和6年5月28日（火）午後2時から鈴鹿市役所11階教育委員会室において開催することにいたします。

（教育長）以上をもちまして、令和6年4月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

4月教育委員会定例会終了 午後3時52分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委 員 松 瀧 康博